

With コロナ ～これからの生活で気を付けるポイント～

新型コロナウイルス感染症対策においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が文部科学省より出されました。(2023.5.8～) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても感染拡大を防止するため、時々の感染状況に応じた感染症対策をしていくことが必要になります。また、濃厚接触者としての特定は行われなくなり、同居のご家族に未診断の発熱等の症状がみられても、お子様が登校を控えることは求められなくなりますが、本人が発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校を控えるよう、ご協力ください。

これから、以下のようなことに気を付けて、生活していけるよう、ご家庭でもお子様と確認していただきますよう、お願いします。

1. 毎朝の十分な健康観察

熱や風邪症状のあるとき、体調が悪いときには無理をせず、自宅でしっかり休みましょう。



2. こまめな手洗い

登下校後、トイレ使用时、食事の前、掃除の後など石けんを使って丁寧に洗いましょう。ハンカチは毎日清潔なものを持参してください。校内のアルコール設置は継続します。適宜使用してください。



3. 換気の継続

教室等において、換気を継続します。CO2モニターで換気状況を把握し、サーキュレーターの併用で、換気効率をUPさせます。



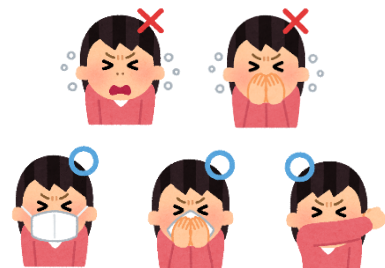
4. 十分な休養と栄養

日頃から自分の免疫力を高めておくことが大切です。規則正しい生活を心がけましょう。



5. 咳エチケット

他の人に病気を移さないために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえ、他の人に飛沫を飛ばさないようにしましょう。



※清潔なハンカチ・ティッシュと(必要に応じて)マスクやマスクケースを持参しましょう。

<出席停止及び期間等> ※「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」より

1 感染が判明した場合及び感染している疑いがある場合

2 「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」が基準。

あわせて、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨することとなっています。